

野沢温泉村宿泊税について

持続可能な観光地づくりのために

予定：令和8年6月スタート！



宿泊税って？

持続可能な観光地経営のために、お泊りのお客様が負担する目的税です！

主な用途

・体験価値の向上と需要管理・観光産業基盤の強化（地域の持続可能性に資する人材育成等を含む。）・生活環境の改善・自然・文化資源の保全と継承等



宿泊税のしくみは？

お客様が支払います

宿泊費（飲食・消費税除く）× **3.5%**
（※4年目から長野県の増額にあわせ5%）

宿泊事業者のみなさんが預かり、村へ申告・納税

6,000円未満は課税なし
修学旅行等学校教育は非課税

【税の例】

6,000円×3.5%=210円

10,000円×3.5%=350円

20,000円×3.5%=700円



よくある心配は？



宿泊料金の値上げになるのはいやだなあ

→宿泊者の体験価値向上になる事業の実施で、お客様の満足度があがります。



お客様の説明や申告がめんどろだなあ

→説明資料をご用意します。申告もインターネットと紙申告の両方に対応。



定率3.5%ってどうなの

→計算が一律で明快・公平。海外リゾートと比較しても適正税率。サウナ10%+5%



宿泊システムの改修が必要だね

→村がシステム改修補助金を計画。



部屋貸し・一棟貸しの場合はどうなの

→定率制は宿泊費に公平に課税できます。利用人数に関わらずしっかり課税。



無許可の宿があった場合どうなの

→地域内をしっかりと調査。無許可の場合長野県へ通報。指導が入ります。
正直者がバカを見ることはありません。

宿泊事業者の皆さんの手続きの流れ（案）

①特別徴収義務者の届け出（令和8年4月頃～）

宿泊事業者 → 村税務係「**宿泊税特別徴収義務者登録申請書**」届出をお願いします。

村税務係 → 宿泊事業者「**宿泊税特別徴収義務者証**」をお届け。**フロントへ掲示**

※ 宿泊料金が1人1泊につき6,000円以上となる**宿泊がない**宿泊施設（「特定宿泊施設」の経営者は、**特定宿泊施設に該当することの申出**（登録の必要はありません）

②お客様から宿泊税の徴収

お客様 → 宿泊事業者 **宿泊費（飲食代・入湯税・消費税除く）×3.5%** 徴収

③帳簿（徴収）の作成

宿泊事業者 月計表として、日ごと・人数・宿泊費・宿泊税額等のまとめ。

※ 宿泊システムで管理できる事業者のみなさんは、別途作成する必要ありません。

④村へ申告・納税

宿泊事業者 **翌月末**までに「宿泊税納入申告書」を作成し、月計表を添付し**申告と納付**。

※ 年税額が**360万円以下**となる事業者の方は、**3か月毎・年4回の申告**とすることもできます。

⑤特別徴収義務者報償金

期限内申告納入額の2.5%

（制度開始**5年間は0.5%を加算**、電子申告した場合は**更に0.5%を加算**）

★宿泊税対応システム改修事業

補助金を計画！

宿泊事業者が行う宿泊税の導入に伴って発生する**既存**の予約管理・精算**システム**の**改修**に係る経費を補助します。

補助率10/10以内

補助上限額（なし：村長が必要と認める額）

宿泊税の算出方法（計算例）

宿泊料金（100円未満切り捨て）× **3.5%（0.035）**

※宿泊料金に含まれないもの：飲食代金など宿泊以外のサービス。消費税や入湯税などの税。

①宿泊税別・消費税別 7,000円の場合

$$7,000円 \times 0.035 = \mathbf{245円}$$

②宿泊税別・**消費税込** 7,000円の場合

$$7,000円 \times 100/110 \div 6,300円$$

$$6,300円 \times 0.035 = \mathbf{220円}$$

※消費税を100/110にて算出。その数値の100円未満を切り捨て

③**宿泊税込・消費税込** 7,000円の場合

$$7,000円 \times 100/113.5 \div 6,100円$$

$$6,100円 \times 0.035 = \mathbf{213円}$$

※宿泊税・消費税を100/113.5にて算出。その数値の100円未満を切り捨て

※込々価格からの逆算は、誤差が発生します。消費税で調整し、売価に合うようにしてください。

こんな場合は？

④ **1泊2食込・宿泊税込・消費税込**

10,000円の場合

※明確に食事代金を分離できない場合、込々価格の10%を1食とする（2食20%、3食30%）

※込々価格から食事代金（消費税込）を除いてから計算

$$\text{食事代} = 10,000円 \times 0.2 \times 1.1 = 2,200円$$

$$(10,000円 - 2,200円) \times 100/113.5 \div 6,800円$$

$$6,800円 \times 0.035 = \mathbf{238円}$$

宿泊事業者への対応（例）宿泊税早見表の提供

素泊まり（食事代なし・消費税なし・宿泊税なし）

1人		2人		3人		4人	
申告する課税標準額 （消費税抜き・宿泊税抜き）	宿泊税	申告する課税標準額 （消費税抜き・宿泊税抜き）	宿泊税	申告する課税標準額 （消費税抜き・宿泊税抜き）	宿泊税	申告する課税標準額 （消費税抜き・宿泊税抜き）	宿泊税
6,000	210	12,000	420	18,000	630	24,000	840
6,500	227	13,000	454	19,500	681	26,000	908
7,000	245	14,000	490	21,000	735	28,000	980
7,500	262	15,000	524	22,500	786	30,000	1,048
8,000	280	16,000	560	24,000	840	32,000	1,120
8,500	297	17,000	594	25,500	891	34,000	1,188

19,000	665	38,000	1,330	57,000	1,995	76,000	2,660
19,500	682	39,000	1,364	58,500	2,046	78,000	2,728
20,000	700	40,000	1,400	60,000	2,100	80,000	2,800

食事代2食込み・消費税込み・宿泊税込み

（食事：込々料金の20% 課税標準額は、食事代を差し引き、100/113.5として100円未満切り捨て）

1人当たり込々宿泊料金	食事代	1人		2人		3人		4人	
		申告する課税標準額 （消費税抜き・宿泊税抜き）	宿泊税	申告する課税標準額 （消費税抜き・宿泊税抜き）	宿泊税	申告する課税標準額 （消費税抜き・宿泊税抜き）	宿泊税	申告する課税標準額 （消費税抜き・宿泊税抜き）	宿泊税
6,000	1,320	4,100	免税	8,200	免税	12,300	免税	16,400	免税
6,500	1,430	4,400	免税	8,900	免税	13,400	免税	17,800	免税
7,000	1,540	4,800	免税	9,600	免税	14,400	免税	19,200	免税
7,500	1,650	5,100	免税	10,300	免税	15,400	免税	20,600	免税
8,000	1,760	5,400	免税	10,900	免税	16,400	免税	21,900	免税
8,500	1,870	5,800	免税	11,600	免税	17,500	免税	23,300	免税
9,000	1,980	6,100	213	12,300	430	18,500	647	24,700	864
9,500	2,090	6,500	227	13,000	455	19,500	682	26,100	913
10,000	2,200	6,800	238	13,700	479	20,600	721	27,400	959

なぜ野沢温泉村独自の宿泊税が必要？

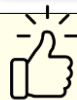
お客様にも、村民にも、事業者にもより良い選択

❗ えっ？長野県宿泊税はすでに決定されている！

長野県は来年6月から宿泊税を導入することを既に決めています。
野沢温泉村が独自導入しなくても、事業者のみなさんの手間となる
お客様からの徴収・申告・納付義務は発生します。

❗ 比較 県方式のみ・村方式をプラス！

	県方式のみ	村方式をプラス
税 率	定額200円 (4年目から300円)	定率3.5% (県にあわせ4年目から5%)
村への配分	1/3交付 約3.3千万円	県分100円を除く全額 約1億3千万円
用途の自由度	県の意向に従う	村独自に決定可能



村方式のメリット・・・村内の観光事業に利用できる事業を検討します



例えば：村内13か所の外湯の維持管理の利用も検討できます



例えば：お客様の満足度を高める野沢温泉村独自の活動に使えます

定率制は、幅広い宿泊料金に公平な徴収と、安定した収入が見込めます

❗ 日帰りのお客様からの徴収はないのかな？

観光税検討委員会

村内に入った際の「入域税」、駐車場を利用した際の「駐車場税」、
リフトに乗った際の「リフト税」など様々な税の研究をしました。

今回は、長野県の宿泊税導入に合わせる観点から、宿泊税を採用しまし
たが、今後研究を続けていきます。

※ リフト税導入の場合、リフトを利用する村民も課税対象となってい
まうなど、検討事項が多くあることがわかりました。

どうせやるなら、野沢温泉村のために有効利用！

お問合せ

野沢温泉村 総務課 税務係 電話0269-85-3111 (217)

Email:zeimu@vill.nozawaonsen.nagano.jp